

魚沼市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度事業評価シート

資料No.1

施策及び取組・事業		担当部署	事業内容	単位	計画における見込値					確保値	実績値					令和7年度評価・検証				計画書 掲載頁
					R7	R8	R9	R10	R11		R7	R8	R9	R10	R11	事業実施状況	課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
第2章 幼児期の教育・保育																				
1号認定 (3～5歳 学校教育のみ) 幼稚園・認定こども園		子ども課 (保幼)	保育園、幼稚園、認定こども園等 において、就学前の幼児の保育、 教育を実施する事業です。	(人)	51	45	38	39	39	55	56					子ども・子育て新制度 により幼稚園教育の希 望や保育の必要量・理 由を調査する中で、利用 調整を実施しました。 2号3号認定を受けて いる方には現況調査を 実施しました。	希望する保育園・こど も園・幼稚園へ入園を確 保することができまし た。 産休育休明けの年度 途中入所の場合も、新 年度入園で申込可能と することで、入所確保が できました。	今後も引き続き、本計 画で示した方向性を踏 まえながら、必要量の見 直しを行っていきます。		P67～ P69
2号認定 (3～5歳 保育の必要性あり) 保育園・認定こども園					459	406	345	347	347	753	514									
3号認定 (0～2歳 保育の必要性あり) 保育園・認定こども園・地域型保育					325	322	357	357	357	432	320									
第3章 地域子ども・子育て支援事業																				
1	利用者支援事業	子ども課 (支援C、母 子、保幼)	子どもや保護者が保育園、子ど も園、幼稚園での教育・保育や放 課後児童クラブ等の地域子育て支 援事業の中から適切なものを選択 し、円滑に利用できるよう、身近な 場所で支援を行う事業です。	実施 か所数	1	1	1	1	1	1	1					子ども課、子育て支援 センター、保育園・幼稚 園など、身近な場所で 子育て世代の様々な悩 み相談、支援に対応し ています。 こども家庭センターを相 談窓口として周知し、妊 娠・出産・子育て期に切 れ目なく支援できるよう にしました。	公立園の園開放事業 や一時預かり事業にお ける保育園未就園児に ついての相談件数は2 件でした。 母子保健係で対応した 妊娠婦や子育て期の相 談件数は909件でした。	市の関係職員による 子育て支援についての 連携体制をかため、適 切な相談支援の実施を 目指します。 妊娠届出時の面談や 出産前訪問等、妊娠期 から関わることで、妊 娠・出産・子育て期にわ たり切れ目なく支援で きるようにします。		P70
2	地域子育て支援拠点事業	子ども課 (支援C)	子育て支援センター等で、子育 て中の親子の交流や育児相談、 子育て関連の情報提供等を実施 し、子育ての孤立感、負担感の解 消を図るとともに、地域の子育て サークルの活動を支援します。	子育て支 援センター 利用延人 数(人)	9,000	8,500	8,000	7,500	7,000	各年見込 と同じ	8,072					魚沼市子育て支援セ ンターでは月曜日から 金曜日の9時から16時、 土曜日は9時から11時 30分で実施しました。 堀之内なかよし保育園 での広場開放を月曜日 から金曜日の9時から15 時、すもんこども園で8 時30分から11時30分 で実施しました。 各保育園等で年1回から 10回程度の園開放事業 を実施しました。	乳幼児数が減少してい ることから利用者数は減 少しました。しかしなが ら気軽に親しみやすい施設 運営に努めており、相談 等をされた方には、母子 保健係等と連携した助言 を行うなどして、子育て 世代への支援を行ってい ます。	今後とも来場者数は減 少していくことが予想さ れますが、子育て支援 センターでの乳幼児健 診等を実施しており、こ のような場を活用しての 相談体制を充実してい く必要があります。また、 健診等も含めたセンター 事業の更なるPRを行 い、利用者の増加を 図っていくことが必要で す。		P71
3	妊婦健診事業	子ども課 (母子)	妊娠・出産期から子育て期まで の途切れない支援に配慮すること が重要であり、母子保健施策の推 進の一環として、妊婦の健康診査 にかかる費用を助成しています。	母子手帳 交付数 (人)	140	140	140	140	140	140	114					妊娠の経過を確認す るとともに、安心して出 産に臨めるよう妊婦一 般健康診査受診票(14 回分)と産婦健康診査受 診票の交付及び市独自 事業として15回目以降 の妊婦健診の助成を行 い、健診受診状況を把 握し、継続的なフォロー アップを実施しました。	産後、医療機関が実 施したメンタルチェック の結果等を共有すること により、支援を必要とす る方を把握し、支援につ ながることができました。 また、妊娠期から産後 までの健診費用の負担 軽減及び妊娠婦や胎児 の健康管理につながり ました。	引き続き妊産婦健診 費用の助成により経済 的負担の軽減を図ると ともに、妊娠届の早期提 出を促すことにより、経 済面と身体面の両面か ら必要な支援を迅速に 届けられる切れ目のな い支援体制の構築に努 めます。		P72
4	乳児家庭全戸訪問事業	子ども課 (母子)	育児経験の豊富な訪問スタッフ と保健師等が生後4 か月までの乳 児のいる全ての家庭を訪問し、 様々な不安や悩みを聞き、子育て に関する情報提供を行い、親子の 心身の状況や養育環境を把握し ています。支援が必要な家庭に対 しては関係機関と連携し、母子の 孤立を防ぎ、適切な支援につなげ ています。	訪問 実施数 (人)	140	140	140	140	140	140	115					保健師や育児経験者 であるスタッフが、生後2 ～3か月頃の乳児及び 保護者に対して訪問や 面談を行い、養育環境 や子育ての状況確認、 育児不安や負担感の把 握や行政サービスの紹 介を行いました。対象実 人数115人、実施実人数 115人、実施率100%	すべての乳児及び保 護者をつながる機会とな り、不安や負担感の軽 減及び子育て家庭の孤 立防止につながってい ます。	令和8年度からは保健 師がすべての家庭を訪 問し、相談支援の充実 や孤立防止の支援強化 を図ります。		P73

魚沼市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度事業評価シート

施策及び取組・事業		担当部署	事業内容	単位	計画における見込値					確保値	実績値					令和7年度評価・検証				計画書 掲載頁
					R7	R8	R9	R10	R11		R7	R8	R9	R10	R11	事業実施状況	課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
5	養育支援訪問事業	子ども課 (母子)	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者のうち、養育を支援することが特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行う事業です。	訪問 実施数 (人)	2	2	2	2	2	2	0					令和7年度は、利用実績がありませんでした。	利用実績がありませんでした。	妊娠中から対象者を把握し、必要なケースに支援が届くよう、今後也要対協等、関係機関と連携していきます。		P73～ P74
6	子育て短期支援事業	-	短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。 また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。	-	-	-	-	-	-	-	0					現在実施していません。	受け入れ施設(児童養護施設)を新たに開設することは頻度を想定した場合に困難と考えます。	要保護児童の状況を勘案しながら、ファミリーサポートセンター事業等代替可能な資源も検討する必要があります。 (参考:現在県内で実施しているところは新潟市、見附市のみ)		P74
7	ファミリー・サポート・センター事業	子ども課 (子育て支援)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。	小学生 対象 (人)												提供会員の自宅での預かりはしていない。子育て支援センターぱぴふは就学前児童が対象の施設のため、小学生は預かることができない。特に問い合わせも無し。	送迎について、問い合わせをいただいたが、提供会員との予定が合わないことで支援できなかった。支援者を増やすために、移動サービス自動車専用保険の加入を検討した。	左記保険加入により、提供会員に送迎サービスをしていただけるよう働きかけたい。		P75
	依頼会員				20	21	22	23	24		0									
	提供会員				20	21	22	23	24		0									
8	一時預かり事業		保護者の社会参加や病氣、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。 ※ここでは左記の3つが対象となっています。	(人)												緊急時等の子育て支援のため市内の全保育園・幼稚園で実施しています。	保育園については、目標値を上回り、幼稚園については目標値を下回りました。どちらも令和6年度より利用者が減少しました。	今後も緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。		P76～ P77
	保育園・こども園	子ども課 (保幼)			400	400	400	400	400	400	478									
	幼稚園(在園児対応)				4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,799									
	ファミリー・サポート・センター(就学前児童対象)	子ども課 (子育て支援)			120	122	124	126	128	各年見込 と同じ	122									
9	延長保育事業	子ども課 (保幼)	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。	利用児童 数(人)	652	609	585	587	587	各年見込 と同じ	347					市内全保育園で実施しています。 公立では全園19時まで、小出保育園では22時まで、清心保育園では19時30分(土曜は19時)までそれぞれ開園しています。	令和6年度よりも利用者が減少していますが、保護者の就労形態に合わせた延長保育を実施することができました。	保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。		P77
10	病児・病後児保育事業	子ども課 (保幼)	病氣にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育施設などで一時的に預かる事業です。	人数及び 日数	定員6日 /人(1 か所)	定員6日 /人(1 か所)	定員6日 /人(1 か所)	定員6日 /人(1 か所)	定員6日 /人(1 か所)	定員6日 /人(1 か所)	162人 96日					小出病院内で病児・病後児保育室を実施しています。 近年は新型コロナウイルス感染症に配慮しながら実施しています。	利用申込みに応じて預かり保育を実施しており、病児・病後児保育室の役割を果たしています。	このまま継続します。		P78
11	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	子ども課 (保幼)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。	(人)	402	388	382	375	349	420	371					市内の各小学校区で児童クラブを実施し、監視する者がいない児童を受け入れました。	利用希望のあった対象児童を全て受け入れることができました。 特別な支援を必要とする児童に対応するため、会計年度任用職員の増員や夏休み期間中の学校特別支援サポーターによる加配を行いました。	待機児童が生じないよう事業を継続実施します。		P78～ P81
12	実費徴収に係る補足給付事業	子ども課 (保幼)	公立保育園等を利用する子どもと同様の取扱いとなるように、私立幼稚園に在籍する満3歳以上の子どもの副食費の費用等について、補助を行う事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-					私立幼稚園の新制度移行により事業実施がありませんでした。	-	引き続き保護者の経済的負担軽減を継続します。		P81

魚沼市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度事業評価シート

施策及び取組・事業		担当部署	事業内容	単位	計画における見込値					確保値	実績値					令和7年度評価・検証				計画書 掲載頁
					R7	R8	R9	R10	R11		R7	R8	R9	R10	R11	事業実施状況	課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
13	子育て世帯訪問支援事業 (新規)	子ども課 (子育て支援) (母子)	家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行う事業です。	延べ利用 人数(人)	300	300	300	300	300	300	147					実3件、延147回の利用がありました。	支援が必要な家庭に対し、育児支援等を行い、養育環境を整えました。	支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携強化を図りながら、安心できる子育て環境の整備に努めます。		P82
14	児童育成支援拠点事業 (新規)	子ども課	養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所がない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。	—	—	—	—	—	—	—	—					実施していません。	—	状況を踏まえながら事業の在り方を検討します。		P82
15	親子関係形成支援事業 (新規)	子ども課 (子育て支援)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、個別ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。	(人)	15	15	15	15	15	15	0					令和7年度からの新事業です。 実施体制を整えました が利用はありませんでした。	親子に関わる支援者への周知が不足していました。 事業について保護者へ広く周知する必要もあります。	個別での実施の他、グループでの実施体制を検討し実施を目指します。		P83
16	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (新規)	子ども課 (保幼)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな給付制度です。 保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、0歳6か月～2歳の未就園児を保育園等で預かります。 ※堀之内なかよし保育園で実施しています。													令和8年度より実施。	—	堀之内なかよし保育園にて実施します。		P84
	0歳				0	8	8	8	8	10	0									
	1歳			(人)	0	2	2	2	2	10	0									
	2歳				0	2	2	2	2	10	0									
17	産後ケア事業(新規)	子ども課 (母子)	魚沼市に住所があり、産後の体調不良又は育児不安等がある方、家族等の支援が十分に受けられない方、産後の経過に応じた日常生活等について相談したい方及び退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。													妊娠中からの把握や医療機関との連携の中で、必要な対象者に対し、情報提供を行いました。	前年度に比べて利用件数が増加し、必要な対象者が安心して子育てができる環境の整備につながりました。	関係機関との連携強化を図りながら、安心できる子育て環境の整備に努めます。		P85
	宿泊型			延べ利用 人数(人)	70	70	70	70	70	70	23									
	日帰り型				10	10	10	10	10	10	6									
	訪問				3	3	3	3	3	3	0									
18	妊婦等包括相談支援事業 (新規)	子ども課 (母子)	妊婦等を対象に、保健師等が出産や子育ての見通しを一緒に確認し、子育てに関する情報の提供や相談に応じ、必要な支援につなげる事業です。	面談実施 合計回数 (回) 140人×3 回	420	420	420	420	420	420	339					妊娠届出時の面談、出産前訪問、産婦訪問を行い、すべての妊産婦に対して相談支援を実施しました。 ・妊娠届出時面談 112人、実施率100% ・出産前訪問(面談含) 109人、実施率100% ・産婦訪問 118人、実施率99.2%	妊娠期から継続的に関わることで、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない相談支援につながっています。	すべての妊産婦に対し切れ目のない相談支援を行うことで、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。		P86

施策及び取組・事業	担当部署	事業内容	令和7年度評価・検証				計画書 掲載頁
			事業実施状況	課題、評価事項（成果）	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保							
4-1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進							
幼児期の学校教育・保育の 一体的提供の推進	子ども課 （保幼）	現制度では、手続きの簡素化や財政支援により、認定こども園の普及と幼保の総合的な提供を進めています。 本市では「すもんこども園」があるほか、幼稚園は2施設（うち公立1園は休園中）があるが、入園者数は定員を下回っています。 今後の方針として、幼児教育への需要（ニーズ）はあるため、まずは既存施設を有効活用しながら、今後の体制を確保していきます。	幼保連携型認定こども園である「すもんこども園」で学校教育・保育の一体的提供を行っています。	認定こども園「すもんこども園」で、地域の未満児保育ニーズや幼児教育ニーズに対応しています。	地域の状況や保護者ニーズの把握に努め、安心安全な施設環境と幼児教育及び保育サービスを安定的に提供できる体制を確保していきます。		P87
4-2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針							
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針	子ども課 （保幼）	背景と課題 少子化や核家族化、共働き世帯の増加により、子育ての孤立感や負担感、児童虐待の深刻化など、子どもや家族を取り巻く課題は多様化しています。 質の向上と人材育成 子どもの健全な育成のため、幼児教育・保育の環境と質の向上が不可欠です。今後も研修サポートを充実させ、保育士等の専門性・資質の維持・向上を図ります。 公立保育園等の再編方針 当面は公立園を維持し、既存施設の有効活用や小規模保育事業への緩やかな移行を進めます。「公共施設等総合管理計画」に基づき、持続可能な保育環境を確保します。 地域子育て支援・放課後児童クラブ 地域や園の特色を生かした親支援・地域交流を推進します。「放課後児童クラブ」では、特別な支援が必要な児童への加配など環境改善を継続します。 利便性の向上と相談体制 全保育園での「一時預かり（1時間単位）」の実施や、子育て支援センター・各園での随時相談対応により、利便性の向上と支援体制の強化を図ります。	■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 新潟県保育士会等が実施する研修会に参加し、各保育園等の園内研修や子育て支援センターの研修に保育士が参加し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組みました。 ■公立保育園の取組 令和6年度を目標年度としていたひがし保育園の閉園については、計画どおり進めることができました。 ■放課後児童クラブの充実 特別な支援を必要とする児童に対応するため、会計年度任用職員の増員や夏休み期間中の学校特別支援サポーターによる加配を行いました。 ■一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。平成27年から1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。 ■親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。	研修で得た知識や技能等を保育の現場で生かすよう努めました。	■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 今後も各種研修会への保育士の参加等を通して、職員の資質ならびに教育・保育の質の向上に取り組めます。併せて研修への参加意欲が高まるようなサポートに努め、保育士等の専門性及び資質の維持・向上を目指します。 ■公立保育園再編の取組 当面公立園のまま維持する方針とし、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業における小規模保育事業への緩やかな移行をすすめるとともに、「公共施設等総合管理計画」に沿って将来的に持続可能な保育環境を整え、施設の維持・運営に努めていきます。 ■放課後児童クラブの充実 引き続き児童の生活環境の改善、向上を目指します。 ■一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。 ■親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。		P87

4-3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進							
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課（保幼） (子育て支援) 生涯学習課	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために実施している幼保小架け橋プログラム事業では、幼児教育で育まれた力が小学校の学びへとスムーズにつながるよう、架け橋期教育の充実を目的に、幼稚園・保育園・小学校が互いに連携を深める幼保小合同研修会を開催しています。 合同研修会は年2回開催し、教職員・保育士と一緒に作成する「架け橋期カリキュラム」を通じ、発達段階の理解の共有や教育の連続性の確保に取り組んでいます。 また、学校行事への園児の招待や、園の行事への小学生の参加など、日常的な交流の機会を設け、子どもたちが直接触れ合うことで、小学校への憧れや安心感を育みます。 今後子どもたちを取り巻く環境の変化を捉え、園や学校の枠を超えた連携を強化し、子どもたちの「学び」と「育ち」を地域全体で見守り、全ての子どもが安心して就学できる環境づくりに努めています。	・各小学校区における幼保小・放課後児童クラブ連絡会議の開催を推進し、各種行事等へ相互に参加し全校区での連携体制の構築を図りました。 ・保育園等訪問巡回相談やステップアップ教室を通じ、園・保護者と密接に連携し、就学支援や個別の教育的ニーズに応じた支援を行いました。 ・幼保小中、放課後児童クラブ職員を対象とした合同研修会を開催し、幼保での学びを生かした教育の推進や非認知能力の育成について共に学び、理解を深めました。 ・就学時健康診断に併せて保護者向けセミナーを開催し、「スタートカリキュラム」を通じた円滑な接続について理解を促進しました。 ・「魚沼市架け橋期のカリキュラム」に基づき、小学校区ごとの活動を推進し、行事の相互参加や異年齢交流を実施しました。 ・特別支援教育研修会を開催し、園と学校職員が共に学び合う機会を提供しています。 ・就学時健康診断に併せて保護者向けに子育てセミナーを開催いたしました。	・各小学校区における幼保小・放課後児童クラブ連絡会議の定期的な実施により、幼児期から就学期への「切れ目のない支援」が定着し、発達の連続性を踏まえた個別対応の精度が向上しました。 ・保育園等訪問巡回相談やステップアップ教室の活用により、支援を要する児童の早期発見・早期対応が可能となり、関係機関の連携による安心した学校生活のスタートを実現しました。 ・幼保小合同研修会を通じて、園・学校間の「目指す子どもの姿」の共有が進み、小学校区ごとの課題や取組の共有を図ることができました。また、互恵性のある交流活動を計画実施し児童の安心した小学校入学に繋げることができました。 ・保護者への丁寧な情報提供により、就学に対する不安が解消され、家庭と教育機関が連携して子どもの育ちを見守る体制が強化されました。 ・小中学校だけでなく園や子育て支援センターの職員からも特別支援教育研修会に参加してもらい、支援のあり方について理解を深めることができました。 ・「安心して入学を迎えるために」というテーマで講話を行い、不安の解消と円滑なスタートをサポートしました。	・人的環境の質を維持・向上させるため、園から小学校への情報の引継ぎだけでなく、教職員の意識改革を促す合同研修の継続的な実施と内容の深化を図ります。 ・連絡会議の質的向上を目指し、すべての放課後児童クラブが主体的に参加できる仕組みを整備するとともに、個別の状況に応じた連携体制の柔軟な調整を継続します。 ・保護者に対し、学校のカリキュラムや活動の様子をより可視化し、園・学校・家庭の信頼関係を深めるための広報や見学会の工夫を行います。 ・引き続き「架け橋期のカリキュラム」を軸に、小学校区単位で重点項目を設定し、子どもの姿に基づいた実践的な指導改善を継続します。 ・関係機関との連携を図り、地域全体で子どもを育む環境の充実を目指します。 ・巡回相談やステップアップ教室での情報を有効活用し、園から小学校へ切れ目なく移行できるよう支援の内容を検討します。 ・園の職員・児童のほかに保護者も学校の様子やカリキュラムの内容がわかるような取組を検討します。 ・「架け橋プログラム」のリーフレットや市報への掲載を通し、保護者・地域への理解と協力を図っていきます。 ・子育てセミナーはR8年度においても実施予定です。	P88	
4-4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保							
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	子ども課（保幼）	給付の適正化と負担軽減のため 無償化対象となる預かり保育や認可外保育施設等に対し、公正・適正な給付(施設等利用給付)を行い、保護者の負担軽減と多様な選択肢を確保します。 確認・指導監査の徹底のため対象施設の確認と公示を進めるとともに、県と連携した指導監督・監査を行うことで、円滑な給付制度の運営を図ります。	子育てのための施設等利用給付対象の幼稚園預かり保育料等について給付を実施しています。	子育てのための施設等利用給付対象の幼稚園預かり保育料等について給付実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることができました。	今後も子育てのための施設等利用給付対象施設等の利用料について給付を行い保護者の負担軽減を実施します。	P88	

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保							
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市公式LINE、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行います。健診等の機会を利用したのLINE周知と登録者数を増やしていきます。	市報・お知らせ版、ホームページ、LINEを利用し、保育園や幼稚園、こども園の開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施しました。(私立を含む9保育園、1幼稚園、1こども園、子育て支援センター)また、市の子ども・子育て事業に関する折込チラシを配布しました。	LINE登録者へ子育て情報をタイムリーに届けられるため登録者が増えています。	健診等の機会を利用してLINEの周知と登録者数を増やしていきます。必要な人に必要な情報が届くよう、様々な媒体を通して事業周知等の情報提供を継続実施します。		P90
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 (保幼) (母子) (子育て支援) 市民課 (市民相談係)	市民相談センター、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消します。「魚沼市こども家庭センター」において包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働していきます。	保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っています。こども家庭センターでは、子育て支援センター広場開放日や庁舎開庁日に随時健康相談や栄養相談を実施しました。また、妊産婦の時期から子育て期の各時期に応じた教室を開催し、相談する場を作りました。市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行いました。乳幼児健診等を通じて、保護者の心配事や子育て環境等の把握に努め、不安軽減や孤立化予防を行っています。	こども家庭センターでは、不安を軽減し子育てを楽しめるように、妊産婦の時期から子育て期にわたる継続的な支援を図っていく必要があります。市民相談センターでは、市民に対し、諸制度の仕組みや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。個別の状況に応じて子育て支援サービスの紹介や関係機関への連絡調整を行い、孤立感解消を図ることが重要です。	こども家庭センターにおいて包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働していきます。市民相談センターでは、今後も継続して相談対応を実施します。		
第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進							
6-1 児童虐待防止対策の充実							
子どもからの相談体制確立	子ども課 (子育て支援)	小中学校に児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のポスターを掲示し、学校以外にも相談できる場所があることを知らせます。	24時間受付対応の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について、引き続き周知を図っています。	子どもから発信ができるような周知方法として24時間受付対応の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や親子のための相談LINEのポスター等を学校等に掲示してもらうよう依頼しています。	学校等を通して引続き周知を図ります。また、保護者以外の方への周知が進んでいないため、一般の方が相談できる方法について、市報等により「189」の周知を図ります。		P91
相談チラシの配布	子ども課 (子育て支援)	虐待などの相談のための連絡先を周知するチラシを小中学生に配布します。保育園等には保護者へ配布します。	市内小中学校の児童・生徒を対象とした虐待防止チラシを配布するとともにポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施しました。	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いはやく)などの児童虐待の相談窓口の周知用パンフレットを保育園等に配布しました。	今後も保育園や学校等に児童虐待相談窓口の周知用パンフレット等を配布し、児童虐待の相談窓口について周知します。		
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	子ども課 (母子)	生まれてから4 か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺います。(H21 年から全戸訪問実施)	保健師や育児経験者であるスタッフが、生後2～3か月頃の乳児及び保護者に対して訪問や面談を行い、養育環境や子育ての状況確認、育児不安や負担感の把握や行政サービスの紹介を行いました。対象実人数115人、実施実人数115人、実施率100%	すべての乳児及び保護者とつながる機会となり、不安や負担感の軽減及び子育て家庭の孤立防止につながっています。	令和8年度からは保健師がすべての家庭を訪問し、相談支援の充実や孤立防止の支援強化を図ります。		
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (子育て支援)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図ります。	協議会代表者会議1回、実務担当者会議4回、個別ケース支援会議や面談等を111回開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行いました。	精神疾患を持つ保護者や、不登校・ひきこもり等ケースが多様化しており対応が難しくなっています。	児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、ヤングケアラーを含め支援が必要な児童とその家庭に対して、継続して取り組みを実施していきます。		
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (子育て支援)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行います。	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などとともに要保護児童とその家庭への支援を行いました。必要に応じて関係機関と情報共有を図るほか、訪問に同行する等を行いました。	個別ケース支援会議等で関係機関と情報を共有し、それぞれの支援へとつなげていきます。	継続して関係機関と連携を図ります。		

養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業	子ども課 （母子）	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行います。	養育支援訪問事業の利用実績は、ありませんでした。子育て世帯訪問支援事業は、実3件、延147回の利用がありました。	支援が必要な家庭に対し、育児支援等を行い、養育環境を整えました。	妊娠届出時の面談から切れ目のない支援ができるよう、全妊産婦、子育て世帯に寄り添う支援に努めます。また、関係機関との連携強化を図りながら、安心できる子育て環境の整備に努めます。		P91
6-2 ひとり親家庭の自立支援の推進							
児童扶養手当	子ども課 （児福）	18歳以下の子ども(障害のある子どもは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、父母に代わって児童を養育している方に、手当を支給します。(所得制限有)	離婚届やひとり親世帯の転入等の際に、窓口担当者と連携を図り、対象者の漏れがないように努めました。 認定者数 214人(R8.3月末)【前年比:23人減】 受給者数 176人(R8.3月末)【前年比:23人減】	法定の事務です。 103,344千円の手当を支給し、ひとり親家庭等への経済的支援につなげました。	引き続き窓口担当者と連携を図り、対象者の漏れがないように努めます。また、市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		P92
ひとり親医療費助成	子ども課 （児福）	ひとり親家庭等に対し医療費を助成します。(所得制限有)	離婚届やひとり親世帯の転入等の際に、窓口担当者と連携を図り、対象者の漏れがないように努めました。 令和3年1月より児童の通院と訪問看護の自己負担を無償化しています。(魚沼市独自事業) 受給者大人205人、子ども300人、計505人(R8.3月末)【前年比:57人減】	新潟県単事業です。 ひとり親家庭の父、母、又は養育者及び児童の医療費に対し助成し、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図りました。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努め、対象漏れのないようにします。		
自立支援教育訓練給付金	子ども課 （児福）	ひとり親家庭の父または母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を助成します。(所得制限有)	児童扶養手当のパンフレット等により、制度の周知を行いました。 制度についての問い合わせは数件あったものの、今年度の申請は0人でした。	ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)にパンフレット等を送付しましたが、申請者はいませんでした。	児童扶養手当現況届時や市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		
高等職業訓練促進給付金	子ども課 （児福）	ひとり親家庭の父または母が、資格取得のために養成期間で修業した際に修業期間の生活費を支給します。(所得制限有)	児童扶養手当のパンフレット等により、制度の周知を行いました。 今年度の申請は2人でした。【前年実績:2人】	ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)にパンフレット等を送付し、相談・申請につなげることができました。	児童扶養手当現況届時や市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課 （保幼）	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減します。	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。 令和7年度における対象世帯数は23世帯で、対象児童数は26人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。		
保育料の軽減	子ども課 （保幼）	ひとり親世帯で非課税世帯等の場合に、保育料を軽減します。	令和7年度からひとり親世帯に限らず保育料を無償としました。	ひとり親世帯に限らず負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。		

6-3 障害児施策の充実							
つくしプレイ教室	子ども課 (保幼)	発達に課題のある就園前児童の療育教室です。	未就園児とその保護者を対象に、水曜・木曜クラス計92回、延べ利用人数468人	親子での小集団参加を通して成長を促すとともに、必要に応じ療育相談、ことばの相談会へつながりました。	3歳未満児での入園が増えたため入園後も通室可とし、園との情報共有を適宜行います。また、教室卒業後の様子を園に確認し、必要な児には巡回相談を紹介し、継続した支援体制を整えていきます。		P93
ステップアップ教室	子ども課 (保幼)	発達に課題のある就学前児童の療育教室です。	未就学児とその保護者を対象に延べ48回開催しました。3クラスに分け、対象児は延べ274人となりました。	保護者支援としてペアレントトレーニングを実施し、子どもへのよりよい対応方法について保護者の理解が深まりました。学校と情報共有を図りスムーズな就学につながりました。また、保護者の不安が軽減するよう努めました。	引き続きペアレントトレーニングや情報提供、個別相談などで保護者を支援し、児童への支援につなげます。また、関係機関と連携して就学に繋がります。		
ペアレントプログラム	子ども課 (保幼)	2歳から5歳までの子どもの保護者対象の支援プログラムです。	令和7年度は3人の応募があり、ペアレントプログラムを実施することができました。フォローアップ茶話会の参加者は1人でした。	子育てに難しさを感じている保護者に対しプログラムの開催は必要と思われませんが、保護者の就労により未満児からの入園の増加に伴い、申込み人数の減少がありプログラムの継続の難しさを感じています。	今後も、子育てに悩みを持つ保護者が孤立することがないよう、ペアレントプログラムを継続することが必要と考えます。プログラム実施にあたり、療育教室や巡回相談の保護者を紹介したり、LINEを通して紹介し、より多くの人に周知してもらえるよう情報発信をしていきます。また、継続するための人材、体制づくりが必要です。		
就学相談	学校教育課	就学児童の適正就学について保護者の相談を受けます。	・専門員による園や家庭への訪問観察、個別面談等を継続し、保護者の就学相談(総数110件、うち年長児対象52件)に対応しました。 ・大学教授等を招聘した教育支援委員会を開催し、専門的見地から個別の就学先決定に係る審議を行いました。委員会の判断を基に、保護者との丁寧な合意形成を図る就学相談を重ねました。 ・「就学支援シート」の運用を継続し、園から学校への情報引き継ぎがより円滑に行われるよう、記入・活用支援を推進しました。 ・特別支援サポーターや学習補助員を対象に、年度当初の研修を実施し、学校全体の支援体制における役割や専門スキルの向上を図りました。	・専門員による個別の聞き取りと丁寧な対話を重ねることで、保護者一人ひとりの意向を汲み取った合意形成が可能となり、安心した就学先の選択・決定につなげることができました。 ・教育支援委員会での専門的な助言を相談業務に反映させたことで、より客観的かつ子どもの特性に即した適正就学への助言が可能となりました。 ・「就学支援シート」を活用した園・学校間の情報連携により、学校生活への移行期の不安軽減と、個別の特性を踏まえた支援体制の早期構築が図られました。 ・支援員向けの研修を実施したことで、学校現場での特別支援体制が強化され、多様な特性を持つ子どもたちが安心して学校生活を営める環境整備が一段と進みました。	・今後も相談件数の増加とニーズの多様化を見据え、就学相談リーフレットの活用による早期の相談誘引と、丁寧な説明機会の確保に努めます。 ・発達通級指導教室については、県と連携しつつ適正配置に向けた計画を推進し、子どもたちが身近な地域で適切な支援を受けられる環境づくりを加速させます。 ・特別支援サポーターや学習補助員に対しては、研修の充実はもとより、現場での実践的な課題を共有するフォローアップの仕組みを構築します。 ・就学支援シートの内容を精査し、園から学校へより有効な情報が届くよう様式の改善を検討するとともに、教職員間の連携による「切れ目ない支援」のさらなる質的向上を図ります。		
支援ファイルの活用	福祉支援課	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成し、活用します。	各相談支援機関において、必要な方へ相談支援ファイルを配布しました。また、増刷の際に内容の見直しを行いました。	相談支援機関を通じて、支援が必要な方へ配布を行い、支援ツールとして活用しました。使用者と支援者の双方が有効に活用できるよう定期的な見直しが必要です。	引き続き関係機関と連携し、必要な方へ周知、配布を行います。また、増刷などの機会を捉え、自立支援協議会や各相談支援機関から意見をいただきながら内容の見直しを実施します。		
保育園等訪問巡回相談事業	子ども課 (保幼)	保育園等を訪問し、子どもの発達に不安のある保護者、保育園等からの相談に応じ、園生活を安心して送れるよう支援します。	保育園、幼稚園、子ども園を年2回訪問し、保護者や支援を担当する保育士に対して、対応に対する助言や支援方針の検討を行いました。訪問申し込み10園、訪問回数19回、対象児47人、そのうち子育て支援センターが保護者面談したのは24人。その他の児は園の発達支援コーディネーターや担任が面接を実施した。	保育園等で専門職による訪問相談を行い、保護者や園の支援につながりました。全体的な子どもの人数は減っていますが、支援の必要な児は一定数いるため、外部機関の専門職の従事回数が限られていることが課題です。	母子保健係をはじめ関係機関との連携により相談支援体制の強化を図り、相談者に寄り添った支援を継続します。		

相談支援事業	福祉支援課	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障がい等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	委託相談では、障がい児に関する相談支援や障がい福祉サービス利用のための支援等を行いました。 また、障がい者基幹相談支援センター（直営）では、様々な個別相談について、関係機関と連携を図り、必要な支援につなげました。 ・障がい児の相談実人数 73人（委託+直営）	障がい者基幹相談支援センターを中心に関係機関との連携、情報共有を図ることで柔軟に支援を行うことができました。 児童の障がいの特性に応じた支援が必要となるため、医療的ケア児コーディネーターの養成等、より専門的な人材の育成が必要です。	災害時を見据え、医療的ケア児の支援体制について、関係機関での情報共有と必要な支援を検討します。 また、放課後児童クラブと障がい福祉で連携を図りながら、必要な支援を検討し、対応していきます。		
日中一時支援事業	福祉支援課	障がいのある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行います。	R8.3月末現在の利用者数 利用実人数 29人 うち児童 17人	希望する方へ支援を行うことができました。 実施事業所は市内に2カ所ありますが、土曜日の利用のニーズが増加しており、個別の支援調整が必要な状況となっています。	希望する支援を提供できるよう、関係機関と情報を共有しながら継続して事業を行います。		
発達支援コーディネーター研修	子ども課（保幼）	保育園等に発達支援コーディネーターを配置し、子どもの理解や発達に不安のある子どもの早期発見、早期支援につなげられるよう、ブラッシュアップ研修を行います。	発達支援コーディネーター養成研修修了者にブラッシュアップとして研修を行いました。 令和7年度の内容は養成研修修了者だけでなく、どの保育士にも必要な分野だと考え、地域療育研修会と兼ね、感覚統合の視点を保育に活かせるようにしました。 参加者 44人	職員の退職により「各園に複数名発達支援コーディネーターを置く」ということが果たせない園も出てきたため、養成研修修了者を増やしていく必要があります。	各園に発達支援の考えを浸透させるため、発達支援コーディネーターを複数名配置できるよう、発達支援コーディネーター養成研修を再開します。		
重度心身障害者医療費助成	福祉支援課	重度心身障がい者（児）の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成します。（ただし、20歳未満は一部負担金なし）	新潟県単事業です。県が定める助成に加え、20歳未満の受給者について、通院及び訪問看護にかかる自己負担額を無償化しています。（魚沼市単独事業。令和3年1月から実施） R8.3月末現在の受給者数 18歳以下19人（うち、15歳以下15人）	障がい者手帳の交付を通知する際に、申請書を同封することで、手帳の受け渡しの際の確実な申請受付に努めました。速やかな受給認定が行われることで、対象者の経済的負担の軽減につながっています。	引き続き、制度の周知と対象者の把握に努め、迅速な制度利用につなげます。		P93
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子ども課（母子）	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	実施実績なし	なし	申請があった場合には遅滞なく給付します。		
障害児福祉手当	福祉支援課	在宅で常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に手当を支給し、福祉の増進を図ります。	法定の事務です。制度に基づき、受給者へ手当の支給を行いました。 R8.3月末現在 12人	迅速な事務手続きを行うことで、早期の受給につながるよう努めました。 関係機関と連携することで、制度の利用促進を図ります。	引き続き、制度の周知と対象者の把握に努め、迅速な制度利用につなげます。		
特別児童扶養手当	福祉支援課	一定の障がいを有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図ります。	法定の事務です。制度に基づき、申請受付や受給者の現況の把握などを行いました。（実施主体は新潟県） R8.3月末現在 55人	迅速な事務手続きを行うことで、早期の受給につながるよう努めました。 関係機関と連携することで、制度の利用促進を図ります。	引き続き、制度の周知と対象者の把握に努め、迅速な制度利用につなげます。		
第7章 保護者の仕事と家庭との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携							
職場における子育て意識啓発	商工課	・雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等を行います。 ・仕事と子育ての両立に積極的に取り組む「子育てサポート企業」としての認定制度であるくるみん・ブラチナくるみん・トライくるみんの周知を行います。 ・雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることを周知します。	市内商工会及び魚沼ものづくり振興協議会を通じて、市内事業者へ啓発・周知や制度利用の案内を行ったほか、「くるみん」等の認定を受けるための経費を補助する制度を通じて、企業の気運醸成を図りました。	市内企業の多くを占める中小企業において、日々の経営や業務維持に追われる中で、新たな制度導入や環境整備に割くりソースが不足している現状があります。一方で、制度の意義については一定の理解が得られており、徐々にではありますが、子育てと仕事を両立できる職場環境の重要性が浸透してきています。	企業や組織の規模・経営状況によって、子育て支援への対応力には差が生じています。今後は、全企業を一括りにするのではなく、各社の状況に応じたきめ細やかな情報提供が求められます。引き続き、人材確保や定着といった経営課題と関連付けながら、制度の周知および意識啓発を継続していく必要があります。		P94